

《グロース法律事務所主催》

**設立5周年記念**

**ゴルフコンペのご案内**

YouTube【あゆみ】チャンネルでも、大人気!!

**中西直人プロが来る!!**




開催日: **2024年2月23日(祝・金)** 1組目スタート 9:50~  
[受付開始 7:30~]

場所: **チェリーヒルズゴルフクラブ**  
〒673-0714 兵庫県三木市細川町細川中字道重1200-23

募集人数: **24名様**

顧問先様料金: **30,000円(プレーフィー込み) 予定**

当日の予定

- スタート前  
中西プロによる  
ワンポイントレッスン会
- ラウンド後  
会食・表彰式

組数が限られる関係上、本コンペへのお申し込みは、顧問先様からご案内させていただいております。あしからずご了承ください。また、お申し込みに関する個別のお問合せにつきましては、下記までご連絡いただきたくお願い申し上げます。ご参加いただきます方には、改めてご案内を申し上げる予定です。



経営者・法務担当者向けセミナーのご案内

**「一箇条ずつ読み解く契約書セミナー」**

**【無料】**  
**30名限定**  
**1社2名まで**

～実は知らなかった条文の本当の意味～

日時 **令和6年 2月 29日(木) 14:00~16:00** 申込締切: 2月27日(火)


会場 **アットビジネスセンター大阪本町(大阪国際ビル) 17階1701号室**  
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

講師紹介

弁護士 谷川 安德

《経歴》  
平成11年3月 立命館大学大学院法学研究科博士前期課程修了  
司法修習:54期  
平成13年10月弁護士登録(大阪弁護士会)


《役職等》  
民事調停官(大阪地方裁判所H22.10~H24.9)  
甲南大学法科大学院特別講師(H16.4~H21.3)  
吹田市開発審査会・建築審査会 委員(R3.4~)等



弁護士 徳田 聖也

《経歴》  
平成18年3月 同志社大学文学部卒業  
平成21年3月 立命館大学法科大学院修了  
司法修習:新63期  
平成22年12月弁護士登録(大阪弁護士会)

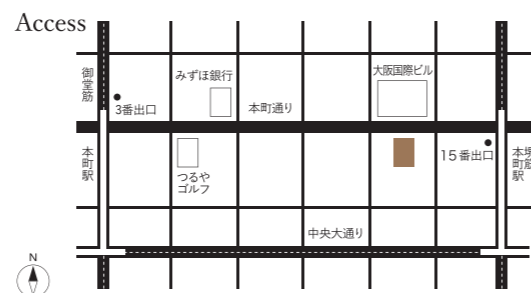
《講演歴》  
介護事業所向けセミナー「必ず役に立つ相続・後見セミナー」融資を受けやすい事業計画書作成セミナー



● 発行

**グロース法律事務所** 弁護士 谷川 安德  
弁護士 徳田 聖也

〒541-0053  
大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階  
TEL 06-4708-6202 FAX 06-4708-6203



時代を切り開くすべての経営者のために

# News Letter

グロース法律事務所 ニュースレター 2024年 1月号



## 謹賀新年



新年あけましておめでとうございます。

弊所は2018年3月に設立し、昨年3月で5周年を無事迎えることができ、6年目へと突入いたしました。これもひとえに皆様のご高配の賜物であると心より御礼申し上げます。

昨年はコロナ禍が終息を迎えつつあるものの、インフルエンザがこれまでにないペースで大流行するなど、まだまだ油断できない状況ではありますが、対面における様々なイベントが復活したり、また、コロナ禍前からは想像もできなかったような新しい形式のイベントが開催されるなど、本格的なニューノーマル代の幕開けを感じた年でもありました。

時代が劇的に変化する中において、弊所ではこれまでと変わらず不断の努力を継続し、常に成長し続け、他に代えがたい仕事をする事を心掛けて参りました。その一つの成果として、本年もHP上の法律コラムの充実、企業様向けセミナーの開催、社労士様との勉強会・メールマガジンの発信などを続けて参りますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら2024年が皆様にとって更なる飛躍の1年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます

2024年 元旦

グロース法律事務所 弁護士 谷川 安德  
弁護士 徳田 聖也

◆ 2023年に開催したセミナー・勉強会

【企業様向けセミナー】

- 2月14日(火) 自社の労務管理体制のリスク診断方法と対応策セミナー
- 5月18日(木) 問題社員に対する「適切な指導と適切な懲戒処分」解説セミナー
- 8月23日(火) 顧客従業員の引き抜きを許さない「競業禁止対策」セミナー
- 11月16日(木) 「税理士×弁護士」インボイス制度と中小企業が気をつけるべき独占禁止法・下請法ポイント解説セミナー
- 12月7日(木) 2024年企業が知っておくべき法改正総まとめセミナー

【社労士向けセミナー】

- 3月9日(木) クライアント企業の労務管理体制の法的リスクの確認方法と対応策
- 6月15日(木) 退職トラブルを回避するために必要な労務管理～顧客対応時の重要チェックポイント～
- 9月14日(木) 従業員との合意書・誓約書と就業規則の最低基準効セミナー



# 2024年施行の労働法分野改正事項

企業法務に関わり実務上大きな影響を及ぼす分野が労働法分野です。労働法分野は改正も多く、企業が実務上様々な変更を迫られることが多くあります。2024年も労働法分野において法改正が施行されますが、実務に影響を与えるものが多くあります。本ニュースレターでは2024年に施行される労働法分野の法改正のうち、実務に影響があるものについて解説いたします。

なお、2024年労働法分野改正に関する詳細は弊所が昨年12月7日に開催いたしました「2024年企業が知っておくべき労働法改正総まとめセミナー」にて解説しております。ご興味がありましたら、弊所までお問い合わせいただければ当該セミナー資料をお渡しさせていただきます。

## 【1】主な改正内容

2024年に施行される改正分野のうち、主なものは以下のとおりです。

- ・労働条件明示ルールの変更
- ・時間外労働規制の猶予撤廃(運送業、医師、建設業)
- ・社会保険における被用者保険の適用拡大

本ニュースレターでは、労働条件明示ルールの変更と社会保険における被用者保険の適用拡大について解説いたします。

## 【2】労働条件明示ルールの変更

労働条件明示義務とは、事業者が労働契約締結時において労働者に対し賃金、労働時間その他の労働条件を原則書面にて明示しなければならず、労働条件明示義務違反については30万円以下の罰金を科すことができる旨が労基法にて定められています。

2024年4月以降に労働条件明示が必要な事項は以下のとおりですが、赤字部分が今回追加されたものです。

### 【必ず記載が必要な事項】

- ・労働契約の期間に関する事項
- ・期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- ・就業場所および従事すべき業務に関する事項
- ・就業場所および従事すべき業務の変更の範囲(改正事項)
- ・始業および就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇ならびに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換における事項
- ・賃金の決定、計算および支払の方法、賃金の締切および支払の時季並びに昇給に関する事項
- ・退職に関する事項(解雇の事由を含む)

### 【使用者が定めている場合に記載が必要な事項】

- ・退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算および支払の方法並びに退職手当の支払いの時季に関する事項
- ・臨時に支払われる賃金、賞与およびこれらに準ずる賃金ならびに最低賃金額に関する事項
- ・労働者に負担させるべき書引く、作業用品その他に関する事項
- ・安全および衛生に関する事項
- ・職業訓練に関する事項
- ・災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- ・表彰および制裁に関する事項
- ・休職に関する事項

### 【有期雇用・短時間労働者に対する記載事項】

- ・昇給の有無
- ・退職手当の有無
- ・賞与の有無
- ・短時間、有期雇用労働者の雇用期間の改善等に関する相談窓口
- ・更新上限の有無および内容(改正事項)
- ・無期転換申込権が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申込みことができる旨(改正事項)
- ・無期転換申込権が発生するタイミングごとに、無期転換後の労働条件(改正事項)

2024年3月までは就業場所及び従事すべき業務について入社当初のものを記載すれば足りましたが、2024年4月以降は将来変更しうる就業場所や業務の変更の範囲まで記載する必要があります。

また、有期雇用・短時間労働者の雇用の際には、更新上限の有無及び内容、無期転換ルールに関する事項が記載事項とな

りました。無期転換ルールは、①有期労働契約が5年を超えて更新された場合に②有期契約労働者からの申込みがあれば、期間の定めのない労働契約に転換されるという制度ですが、有期労働契約の労働者において、いつ無期転換申込ができるのかが分からなければ意味のない制度となりますので、新たに記載事項として明示することが必要となりました。

よって、事業者としては有期労働契約を更新するにあたっては、無期転換権発生の有無を事前に把握したうえで、更新のタイミング、無期転換後の労働条件まで提示する必要があるため、事前の準備が必須となることに注意が必要です。

## 【3】社会保険における被用者保険の適用拡大

2022年10月以降、社会保険における被用者保険の適用範囲は、対象企業が従業員101人以上(正社員+所定労働日数が正社員の4分の3以上のパート従業員の合計数)に限られていました。

2024年10月以降、対象企業規模について上記従業員数が101人から51人に変更となります。よって、これまで51人以上100人以下の規模であった事業者は新たに社会保険における

被用者保険の適用範囲となりますので、対応が必要です。

なお、対象者(従業員)の以下の要件は変更ありません。

- ・週所定時間20時間以上
- ・月額賃金8.8万円以上
- ・継続して2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ・学生ではない

## 【4】最後に

グロース法律事務所は、企業法務を専門としており企業の皆様の成長に寄与できるよう日々研鑽を積むと共に、様々なリーガルサービスを提供しております。特に契約書リーガルチェックと労務分野に注力しており、労務分野については、「会社の健康診断サービス」として従業員の採用から従業員の退職まで診断項目を作成し、網羅的に会社の労務体制をチェックし、不備等があれば労務体制の構築を行う「労務コンサルティングサービス」を構築しております。

労務分野は複雑かつ多岐にわたる対応が必要となりますので、自社の労務体制の見直しにはぜひ弊所の「会社健康診断」及び「労務コンサルティング」をご利用ください。

## 企業向けセミナー

【無料】30名限定 1社2名まで

# 『一箇条ずつ読み解く契約書セミナー』

～実は知らなかった条文の本当の意味～

日時 令和6年2月29日(木) 申込締切:2月27日(火)  
14時00分から16時00分(受付開始 13時30分～)

場所 アットビジネスセンター大阪本町(大阪国際ビル)  
〒541-0052 大阪府中央区安土町2丁目3-13 17階1701号室

講師 弁護士 谷川 安徳(グロース法律事務所)  
弁護士 徳田 聖也(グロース法律事務所)



事務所ホームページからもお申し込み案内しております。

